

## ○埤町重度心身障害者医療費の給付に関する条例施行規則

(昭和 49 年 12 月 11 日規則第 14 号)

改正 昭和 60 年 3 月 25 日規則第 6 号 昭和 61 年 4 月 24 日規則第 8 号  
平成元年 8 月 23 日規則第 20 号 平成 5 年 6 月 14 日規則第 15 号  
平成 6 年 3 月 31 日規則第 3 号 平成 6 年 10 月 17 日規則第 9 号  
平成 10 年 9 月 30 日規則第 17 号 平成 13 年 3 月 15 日規則第 3 号

### (受給者証の交付申請)

第 1 条 条例第 3 条に規定する重度心身障害者医療費(以下「医療費」という。)の給付を受けようとする者は、あらかじめ重度心身障害者医療費受給者証交付申請書(第 1 号様式)を町長に提出するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、本人に代わつてその保護者が申請することができる。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
- (2) その他町長が必要と認めた書類

### (受給者証の交付)

第 2 条 町長は、前条に規定する申請に基づいて医療費の給付を受けることができるものであることを確認したときは申請者に重度心身障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)(第 2 号様式)を交付するものとする。

2 前項の受給者証の交付日は、町長が交付決定をした日の属する月の翌月の初日(交付決定をした日が月の初日であるときは、その日)とする。

### (受給者証の確認)

第 3 条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年 1 回町長の定める期間内に受給者証に第 1 条第 2 項各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出して引き続き医療費の給付を受けることができる者であることの確認を受けなければならない。

### (受給者証の再交付)

第 4 条 受給者は、受給者証を破損し又は失つたときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書(第 3 号様式)を町長に提出して再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

### (変更の届出)

第 5 条 受給者は、次の各号に掲げる場合は、すみやかに重度心身障害者医療費受給者証変更届書(第 4 号様式)を町長に提出して届出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 町の区域内で居住地を変更したとき。
- (3) 保険に関する事項に変更があつたとき。

2 前項の届書には受給者証を添えなければならない。

(受給者証の返還)

第6条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに重度心身障害者医療費受給者証返還届書(以下「返還届書」という。)(第5号様式)に受給者証を添えて届け出なければならない。

(1) 条例第2条第1項に規定する重度心身障害者でなくなつたとき。

(2) 条例第4条に該当するに至つたとき。

(3) 町の区域内に住所を有しなくなつたとき。

2 前項の届出は受給者の親族等が代わつてすることをさまたげない。

3 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が速やかに第1項の返還届書に受給者証を添えて届け出なければならない。

(医療費給付の申請)

第7条 条例第3条の規定による医療費の給付を受けようとする者は、重度心身障害者医療費給付申請書(第6号様式)に別表に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(高額療養費支給にかかわる給付)

第8条 条例第2条第5項第2号に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

(高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×((条例第2条第5項第1号に規定する額－入院時食事療養費定額負担分)／高額療養費の算定方法による世帯合算額))+入院時食事療養費定額負担分

(給付の決定)

第9条 町長は、第7条の規定により提出された申請書を審査し、医療費を給付すべきものと認めるときは、給付を決定し、重度心身障害者医療費給付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

(口頭による申請等)

第10条 町長は、この規則に規定する申請書、届書等を作成することができない特別の事情があると認めるときは、必要な措置をとることによつて申請者又は届出人の口頭による申請又は届出をもつて当該申請書又は届書の受理にかえることができる。

(処分の通知)

第11条 町長は、医療費の給付に関する処分をしたときは、文書をもつてその内容を申請人又は届出人に通知しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか医療費の給付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 25 日規則第 6 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 8 条の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則(昭和 61 年 4 月 24 日規則第 8 号)

この規則は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 8 月 23 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 6 月 14 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成 6 年 10 月 17 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年 9 月 30 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 15 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

別表(第 7 条関係)

区分		提出(提示)書類
1 一部負担金が 30 千円(町民税非課税世帯に属する者は 21 千円)以上で高額療養費に該当する場合	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認書(第 6 号様式)
	(2) (1)以外の医療保険各法適用者	高額療養費支給決定通知書(又は高

		額療養費の積算基礎を明らかにした書類)
2	<p>(1) 一部負担金が上位所得者の場合は、30 千円以上 121.8 千円に医療費が 609 千円を超えた分の 1%の額を加算した額(12 か月内で 4 回目以降は 70.8 千円)以下、上位所得者以外の場合は、30 千円以上 63.6 千円に医療費が 318 千円を超えた分の 1%の額を加算した額(12 か月内で 4 回目以降は 37.2 千円)以下(町民税非課税世帯に属する者は 21 千円以上 35.4 千円(12 か月内で 4 回目以降は 24.6 千円)以下)で高額療養費に該当しない場合</p> <p>(2) 同一世帯で、同じ月内に複数の高齢者が入院した場合など、一部負担金を 30 千円(町民税非課税世帯 21 千円)以上支払ったことが 2 回以上ある場合、これらを合算して 37.2 千円(町民税非課税世帯 26.4 千円)以下で高額医療に該当しない場合</p>	高額療養費支給に関する申立書(第 6 号様式)
3	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、入院にかかる費用の給付申請をする場合	重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書(第 6 号様式の 2)

#### 第 1 号様式

重度心身障害者医療費受給者証交付申請書  
[別紙参照]

#### 第 2 号様式

重度心身障害者医療費受給者証  
[別紙参照]

#### 第 3 号様式

重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書  
[別紙参照]

#### 第 4 号様式

重度心身障害者医療費受給者証変更届書  
[別紙参照]

#### 第 5 号様式

重度心身障害者医療費受給者証返還届書  
[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

重度心身障害者医療費給付申請書  
[別紙参照]

第6号様式の2(第7条関係)

重度精神障害者の入院治療に係る保険診療証明書  
[別紙参照]

第7号様式

重度心身障害者医療費給付決定通知書  
[別紙参照]